

## 呉市住生活基本計画の策定について

### 1 策定の背景及び目的

#### (1) 背景

現在、我が国では少子高齢化の急速な進行や世帯減少社会の到来、災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機とした新たな生活様式や働き方の転換など、「住まい」をめぐる環境が変化してきています。

こうした中、令和8年3月27日に、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な指針となる「住生活基本法（平成18年法律第61号）」に基づく「住生活基本計画（全国計画）」（以下「全国計画」といいます。）を令和8年度から令和17年度までを新たな計画期間として改定することについて、閣議決定されました。

また、広島県では、全国計画の改定を受け、現在、「住生活基本計画（広島県計画）」（以下「広島県計画」といいます。）の見直し作業が行われ、令和9年3月に広島県計画の改定が予定されています。

呉市においては、「第5次呉市長期総合計画」（令和3年3月策定）に基づき、木造住宅の耐震化や危険建物の除去などを促進するとともに、空き家バンク等による空き家の利活用の促進、市営住宅の適切な維持管理、定住・移住希望者の住宅取得支援などを行ってきましたが、少子高齢化の進行や産業構造の変化などを受け、呉市の地域特性を踏まえた、きめ細やかな計画の策定が必要であるため、全国計画及び広島県計画の改定内容を踏まえた「呉市住生活基本計画」（以下「本計画」といいます。）を新たに策定するものです。

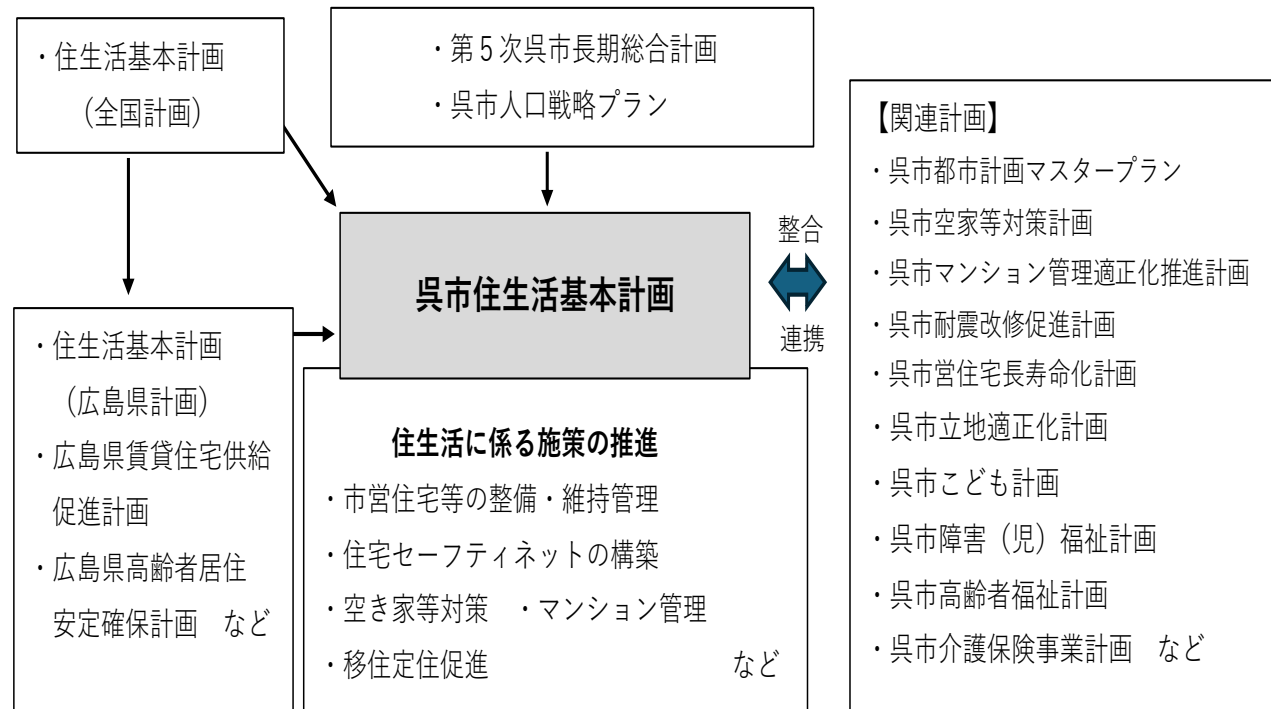
#### (2) 目的

本計画は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する今後の基本的な方針や施策・目標などを定め、本市の住生活を取り巻く社会情勢等の変化に的確に対応し、市民の豊かな住生活を実現することを目的とします。

## 2 本計画の基本的な考え方

本計画は、前述の全国計画及び広島県計画の改定内容を勘案するとともに、上位計画である第5次呉市長期総合計画及び呉市人口戦略プランや、関連計画である呉市都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、住生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

### 【本計画の基本的な考え方】



### (参考) 新たな住生活基本計画 (全国計画) 【抜粋】

#### 計画策定の視点

住まうヒト 住まうモノ 住まいを支えるプレイヤー

#### 住宅政策の課題と対応の方向性

- ・ 市場機能の進化によるストック価値の最大化
- ・ 人生100年時代の住生活基盤の再構築

#### 主な取組方策

- ① ニーズに応じた住宅を適時適切に確保できる循環型市場の形成
- ② インフラ・居住環境の整った既存の住宅・住宅地の市場を通じた本格的な有効活用
- ③ 分野横断的な連携による「気づき」と「つなぎ」のある居住支援の充実
- ④ 既存住宅を最大限に活用する持続的な住宅市場を支えるあらゆる主体の連携・協働の推進

## 3 計画期間

令和9年度から令和18年度までを計画期間とします。

#### 4 策定スケジュール

	令和8年度												令和9年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
計画策定	各種調査					計画策定作業											
議会（行政報告）			●計画策定着手														●計画（案）
意見聴取		アンケート調査					パブリックコメント										
計画に基づく事業実施																	事業実施

[参考]

広島県計画 改定スケジュール	計画改定作業											事業実施			
-------------------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--